

米国株式・ETF 定期買付約款 新旧対照表 (2024年8月31日)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p style="text-align: center;">米国株式積立約款</p> <p>(約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客さまと当社との間の米国株式 (ETF、ADR を含む) における<u>米国株式積立サービス</u>(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約(以下この約款において「契約」といいます。)をお客さまと締結いたします。</p> <p>(解約) 第 10 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。 (1)～(5) (略) (6) 第 12 条に定める本約款の変更にお客さまが同意されない場合 (7)～(10) (略)</p> <p>(約款の変更) 第 12 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">(2024年8月)</p>	<p style="text-align: center;">米国株式・ETF 定期買付約款</p> <p>(約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客さまと当社との間の米国株式 (ETF、ADR を含む) における<u>定期買付サービス</u>(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約(以下この約款において「契約」といいます。)をお客さまと締結いたします。</p> <p>(解約) 第 10 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。 (1)～(5) (略) (6) 第 12 条第 1 項に定める本約款の変更にお客さまが同意されない場合 (7)～(10) (略)</p> <p>(約款の変更) 第 12 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。 <u>2 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。</u> <u>3 前項の通知は、お客さまの当社メッセージボックスへの連絡による方法に代えることができるものとします。</u> <u>4 第 2 項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">(2018年3月)</p>

以上